

公益財団法人神奈川県市町村振興協会広報掲載料等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝くじの発行が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めることを目的として神奈川県内の市町村が広報媒体を通じて広報活動を行うにあたり、その広報活動への助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象の広報媒体)

第2条 助成金の交付の対象となる広報媒体は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）が指定する期間に市町村が住民に対して情報提供するために定期的に発行している広報紙
- (2) 前号の期間内に広報紙の発行がない市町村の公式ホームページにおけるバナー広告

(助成対象の宝くじ)

第3条 助成金の交付の対象とする広報に係る宝くじの種類は、「市町村振興宝くじ」及び「新市町村振興宝くじ」とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、第2条で定める広報媒体の1掲出につき80,000円とし、当該掲出に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 同条第1号に規定する広報紙にあつては、協会が指定する期間内に発行されるものにおける1回の掲載を1掲出とする。
- (2) 同条第2項に規定するバナー広告については、協会が指定する期間の全期間にわたっての掲出を1掲出とする。

2 助成金の交付の対象は、「市町村振興宝くじ」及び「新市町村振興宝くじ」についてそれぞれ2掲出までとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする市町村は、様式第1号の申請書により次の期日までに申請しなければならない。

- (1) 市町村振興宝くじ：当該年度の8月末日まで
- (2) 新市町村振興宝くじ：当該年度の11月末日まで

- 2 第2条第1号の広報紙へ掲出し、前項の申請をする場合は、申請書に当該広報紙を添付しなければならない。
- 3 同条第2号のバナー広告を掲出する場合は、掲出日の10日前までに様式第2号により届け出なければならない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、助成金の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で交付金を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 理事長は、交付金の交付決定をする場合において、交付金の目的を達成するために、必要があると認めるときは、必要な条件を付するものとする。

(交付金の実行等)

第8条 理事長は、交付の決定後、申請した市町村に対して様式第3号により決定の内容を通知するとともに交付金の交付をするものとする。

(決定の取消)

第9条 理事長は、市町村がこの要綱の定めに違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第10条 理事長は、前条により交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金の返還を求めるものとする。

(実施規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人神奈川縣市町村振興協会広報掲載料等交付要綱（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

様式第1号

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

団体名
代表者 職 氏名 ⑩

年度公益財団法人神奈川県市町村振興協会
広報掲載料等交付金申請書

公益財団法人神奈川県市町村振興協会広報掲載料等交付要綱第5条の規定に基づき下記
のとおり申請します。

交付金対象 広 報 内 容	<input type="checkbox"/> 市町村振興宝くじ広報紙等掲載 <input type="checkbox"/> 新市町村振興宝くじ広報紙等掲載 (該当するものに印をつける。)	
広報紙掲載号 又はバナー広 告届出書の受 付番号	第1回目	年 月 日発行(受付日) (号・受付番号)
	第2回目	年 月 日発行(受付日) (号・受付番号)
交付申請額	円	
支払金融機関	金 融 機 関 名	_____銀行・農協・信金・その他() 本店・_____支店・(支所)
	種 別	普通・その他()
	口 座 番 号	
	フリガナ 口 座 名	

様式第 2 号

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

団体名

代表者 職 氏名

⑩

バナー広告届出書

公益財団法人神奈川県市町村振興協会広報掲載料等交付金要綱第 5 第 3 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

対象事業	<input type="checkbox"/> 市町村振興宝くじ <input type="checkbox"/> 新市町村振興宝くじ (該当するものに✓をつける。)
掲出方法	<input type="checkbox"/> 協会が提供する素材による <input type="checkbox"/> 独自に作成 (掲出する画面を添付すること。) (該当するものに✓をつける。)
広報紙の発行日等	広報紙の定期発行日は、毎月 _____

- 注意 1 本届出書は、2部提出してください。
2 当法人において当届出書を受領した後、1部を返送いたします。

以下は、協会が記入しますので記載しないでください。

受付年月日	
受付番号	

様式第 3 号

神振第 号
年 月 日

様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ⑩

年度公益財団法人神奈川県市町村振興協会
広報掲載料等交付金決定通知書

年 月 日付 第 号をもって申請のありました 年度広報
掲載料等交付金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 交 付 額 円

〔 交付の対象 市町村振興宝くじ 掲載
 新市町村振興宝くじ 掲載 〕

2 交 付 時 期 年 月 日